

令和7年度

子どもの権利擁護委員制度

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」

事業報告書



令和8年9月

目黒区子どもの権利擁護委員

目次

1 はじめに	2
2 目黒区子ども権利擁護委員制度	
（1） 権利擁護委員制度	3
（2） 体制	4
（3） 相談方法	5
（4） 相談対象者	5
（5） 相談日及び相談時間	5
（6） 調査・申立て	6
（7） 権利擁護委員名簿	7
3 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って	
「ご相談から見える問題について」	
相原 佳子	8
「発達障害について」	
米田 弘枝	12
4 令和7年度子どもの権利擁護委員制度活動状況	
（1） 相談の受付状況	14
（2） 相談員による対応（他機関への連絡）	16
（3） 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況	16
（4） 次年度に向けての活動	17
（5） 相談員による電話相談等の実施状況数	19
（6） 相談員による対応 他機関への連絡数	20
（7） 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況数	21
（8） 相談事例	22
（9） 啓発活動	27
参考資料	
目黒区子どもの権利擁護専門相談事業実施要綱	32
5 あとがき	36

1 はじめに

目黒区では、「子ども」の権利擁護を目的として、「子どもの権利擁護委員制度」のもと、子どもたちを権利侵害から守るために、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」を設置しています。子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では子どもの人権救済のために、開室以降、さまざまなご相談に対応し、問題解決に向けた取り組みを続けています。

ここ数年、AI（人工知能。以下「AI」という）に関するご相談が増えています。AI とは、人間の知的な働きをコンピュータ上で再現する技術の総称です。総務省によると、「AIに関する確立した定義はありませんが、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム」とされています。

AI にはさまざまな種類があり、文章や画像、動画などを生成できるものもあります。スマートフォンでも手軽に利用できるようになったため、多くの方が画像編集や文章作成などで一度は利用したことがあるのではないのでしょうか。

そんな中、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では、子どもから「AIに相談したら、親に話してはいけないと言われた」や、保護者の方から「子どものことをAIに相談したら、誰よりも的確に答えてくれた」といったお話を伺うことが増えています。実際にどのような対話が行われているのかはわかりませんが、AIの回答を信頼している様子がうかがわれます。

しかし、AIは誤った情報や不適切な回答を生成することもあります。そのため、得られた情報が正確で信頼できるものかを見極めることが重要です。

子どもがトラブルに見舞われた時には、さまざまな角度から状況を確認し、子どもにとって最善の結果につなげていく必要があります。特に、人の気持ちや対人関係に関わる問題には、唯一の正解が存在しないことが少なくありません。よって、問題解決の第一歩として、AIを活用して相談機関や支援先を探すことは、有効な利用方法の一つといえるでしょう。

トラブル時に、ただAIのみを頼りにされるのではなく、AIに気軽に相談するような感覚で、ぜひ子ども相談室「めぐろ はあと ネット」も利用していただきたいと思います。

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では、子どもにとって最も良いこと、すなわち「子どもの最善の利益」を考えるお手伝いをしています。権利の主体である子ども一人ひとりに寄り添い、それぞれの相談に丁寧に向き合います。

すべての悩みを解決できるわけではありませんが、問題を整理し、解決に向けた方向性を一緒に考えていきます。

2 目黒区子ども権利擁護委員制度

(1) 権利擁護委員制度

目黒区では、平成 17 年 12 月に、子どもたちが元気にいきいきと過ごすことのできるまちを目指し、「目黒区子ども条例」を施行しました。さらに、子どもをいじめや差別・暴力等の権利侵害から守る仕組みとして、目黒区では平成 20 年 1 月に「目黒区子ども条例」のもと、子どもの権利擁護委員制度を設置しました。子どもの権利擁護委員制度では、子どもにとっての最善の利益を実現するために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を運営しています。

◆目黒区子ども条例◆

第十六条 子どもの権利擁護委員の設置など

区長は、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため、目黒区子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を設置します。

第十七条 委員の仕事

委員は、次の仕事を行います。

- 一 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援などを行うこと。
- 二 権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、その影響度に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うこと。
- 五 改善の要請を受けたものに対して、改善の状況などの報告を求めること。
また、その内容を申立人などに伝えること。

～ 条例抜粋 ～



(2) 体制

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では、子どもや保護者および、関係者からの子どもに関わる相談をフリーダイヤルで受け付けています。体制は権利擁護委員2名（弁護士1名、公認心理師1名）、専門相談員は2名（以下、相談員と言う）、事務局係長1名・職員1名になります（事務局は兼任）。

相談には電話で話を聴かせていただく相談、来所いただき直接話を聴かせていただく相談、オンライン画面を通して行う相談の3つがあります。いずれの相談も子どもの心理に詳しい者が十分に話を聴き一緒に考え、アドバイスをしています。

また、子どもの権利侵害だと思われる場合や、相談者である子どもや保護者、関係者が権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員面談につながります。その中で、子どもたちの想いを受けとめ、権利侵害が疑われる場合には、解決に向けた対応を行います。緊急性や相談者の意向を踏まえ、必要に応じて関係機関と連絡を取り、より専門的なサポートが受けられる他の支援機関への紹介も行います。

いずれにしても、相談室として、子ども自らが安心して話ができること、保護者が気軽に相談できること、子どもに関係する人が誰でもためらうことなく連絡してくることができることを常に心がけています。

子どもの権利擁護という言葉が聞かれると、難しく思われ、生活の中で身近に感じられることが少ないかもしれません。“子どもが自らの意思でいきいきと成長し、生活していく”姿を想像してみてください。そうすることで、子どもの権利をイメージしやすくなりませんか。

生きづらさ、生活のしづらさを抱える子どもに対して、大人が声をかけるのはとても難しいことです。

あなたの、その一言が子どものモヤモヤした気持ちを取り除けるかもしれません。また、逆に、あなたの、その一言が子どもを傷つけてしまうこともあるかもしれません。

どのタイミングで、どんな言葉をかけてあげたらいいか？については、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」と一緒に考えてみませんか。



(3) 相談方法

まずは、0120-324-810 に電話をかけてください



いえ でん わ けいたいでん わ
家の電話や携帯電話からもかけられます。お金はかかりません。

なまえ い
名前を言わなくてもいいよ。
お話ししたことは誰にも話しません。

あなたが困っている、悩んでいることを相談員に話してください




なまえ い
名前を言わなくてもいいです。
お話ししたことは誰にも話しません。
相談員が話を聞いて、あなたと一緒に考えます。

電話で解決しない時は、面談での相談もできます



あなたが、解決のためにもっと行動を起こしたいという時には申立てをすることができます。
申立てがあった場合には、必要に応じて子どもの権利擁護委員が事実を確認し、事案によっては意見表明や改善要請がなされます。

電話をかける

電話で話をする

会って話をする

(4) 相談対象者

- ・ 目黒区にお住まい、または就学、勤務している 18 歳未満の方（子ども）
- ・ 目黒区にお住まい、または就学、勤務している 18 歳未満のお子様をお持ちの保護者の方や、子どもに関わりのある方（大人）

(5) 相談日及び相談時間

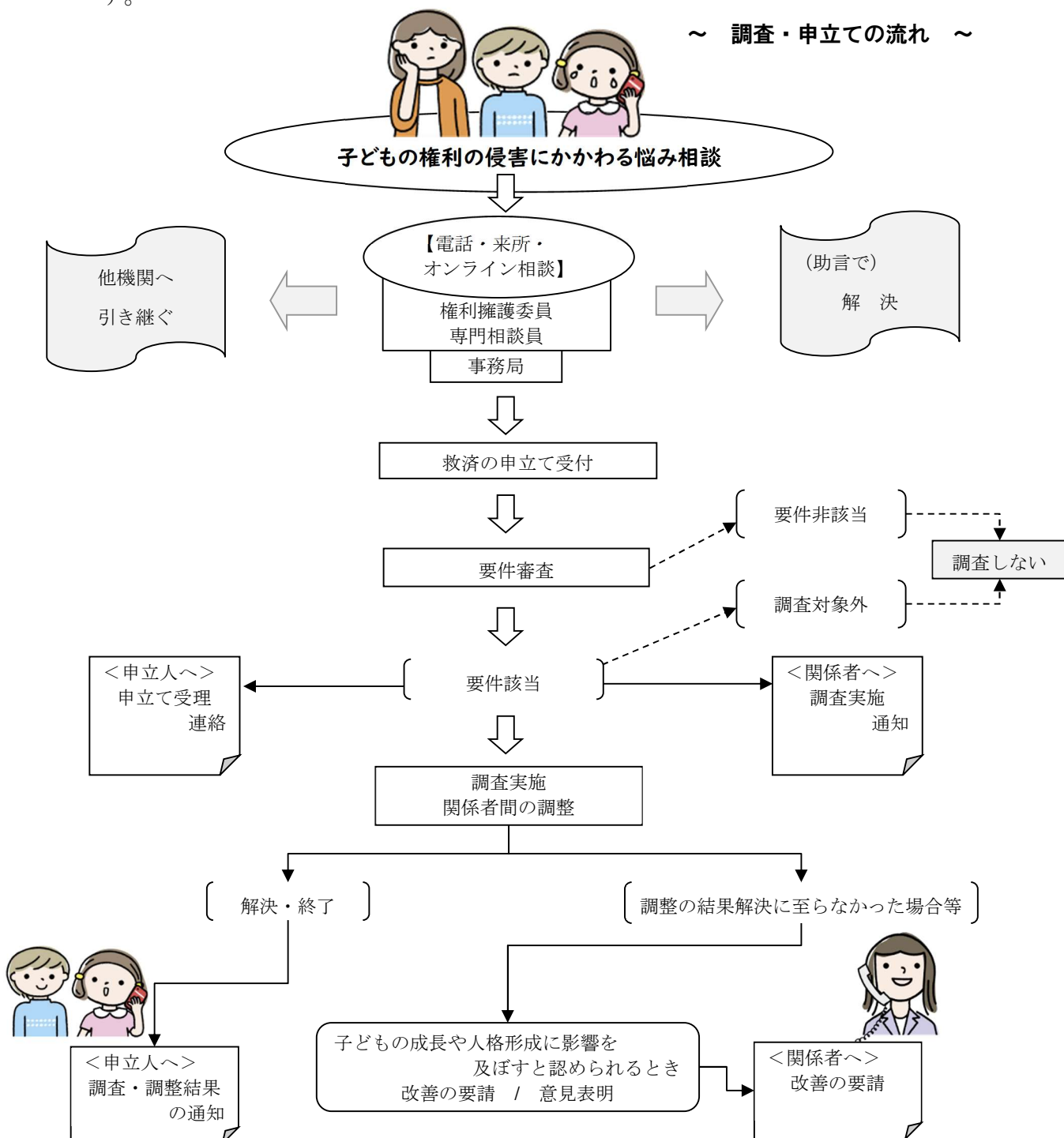
電話・来所相談 毎週水曜日～土曜日午前 10 時から午後 5 時まで
委員面談（予約制）月 4 回 水曜日～土曜日午前 10 時から午後 4 時まで
(各 3 時間)

5

(6) 調査・申立て

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では権利侵害を受けている子どもについて、子ども本人またはその関係者から救済の申立てをすることができます。権利擁護委員は、子どもの権利侵害についての事実調査や関係者間の調整を行います。また、調整がつかない等、場合によっては権利擁護委員が関係者や関係機関に対して、意見の表明や改善の要請を行うこともあります。

子どもが通常どおりの日常生活を送れるよう、問題解決に向けて取り組みます。



(7) 子どもの権利擁護委員名簿

氏 名	所属等	任 期
相原 佳子	弁護士 第一東京弁護士会所属	令和8年1月9日 ～令和10年1月8日
米田 弘枝	公認心理師 元立正大学 心理学部教授	令和8年1月9日 ～令和10年1月8日

3 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って

「 ご相談から見える問題について 」

子どもの権利擁護委員 弁護士 相原 佳子

1 ご相談から見える問題について

近時の目黒区の子どもの権利擁護委員に対するご相談の中で委員が直接関与する件数は多いとは言えませんが、お受けした相談の中には内容的に対応に苦慮する案件も複数ありました（なお、日々専門相談員が子どもたちや保護者の方からの電話相談に応じて、それぞれのお話に耳を傾けることで、相談機能を果たしている案件は少なからずあります）。

概括すると、トラブル発生時に、子ども、保護者、教育・養育機関（学校、保育園、幼稚園等）（以下、「教育担当者」といいます）間の認識に何らかの齟齬があり、その修正がかなわないまま、溝がより深くなって、相互に不信感が増幅し、結果的に修復困難となる傾向があるように思われます。いわゆるコミュニケーションがうまくいかなかったと評することができますが、実際には複雑な問題をはらみます。

(1)特性に配慮すべき子どもへ配慮の問題

特性に配慮すべきと考えられる子どもさんに対する対応がうまくいかない場合が散見されました。

保護者も子どもの養育に配慮すべき問題があること自体は認識していても、十分に直視できているとまで言えない場合や、逆に、保護者が問題自体をわかっているのに十分に説明できない、もしくは、問題について教育担当者が理解する力や対応するスキルがおぼつかない場合、さらには、どちらかの問題というよりは、時間的な問題や環境的な問題が見逃せない場合等いろいろなケースが認められます。

教育担当者は、当該の子どもだけの教育等をしているわけではなく、他の子どもたちについても配慮しなくてはならず、他の子どもたちにもそれぞれの問題がある場合もあります。それらのことから、当該教育担当者だけに十分な配慮を求めることが事実上困難で、事件の経過の中で、適切な配慮がなされなかった、配慮はしているのに満足してもらえてないという結果に行ってしまった場合があります。

教育担当者の職場環境の問題もあり、一人の担当者にすべてを求めるのは気の毒なこともあります。この場合には学校長をはじめとする指導者や、サポート体制を整えて組織的に取り組むべきことが必要と考えられます。

少なくとも、配慮事項についての説明の仕方に改善の余地があるということはいずれのケースについても多かれ少なかれ存在すると思われまし、その理解の増進のためには、子どもの権利擁護委員のような第三者が客観的立場から関与することに意味があると感じています。

(2)いじめ問題における配慮事項

いじめ問題については、多数のマニュアルがあり、教育関係者にはある程度の道筋が示されていますが、いざ、現実の問題となると人間関係や置かれた状況、当事者（子どもや、保護者、教育担当者）の個性が多様であり、どのように対応すべきかの正解はないといつてよいと思います。魔法の杖のようなものはないです。暴力や恐喝行為など犯罪行為などの場合には、毅然として当該行為をやめさせ、厳しい処分を課すべきで、それらへの理解を示すことはあり得ません。ただ、教育担当者等は、（誤解を恐れず申し上げるとすれば、）心情的に微妙な問題がありそうながうかがえる場合かを判断し、トラブル発生時の段階で、双方の子どもから、丁寧に事情を聴くことが何より必要かと思ひます。加害者とされる子どもの置かれた立場、その思いについて適切な時間をとつて聞くという姿勢なくして、当該いじめ行動をとつたとされる子どもに真の反省を求めることは不可能だと思ひからです。加害者とされる子どもの味方をしろというつもりは全くありませんし、いじめは被害者を守ることが大前提ですが、いじめを訴える子どもとその保護者に寄り添いつつも、加害者とされる子どもについても、時間をかけて状況や主張を丁寧に聞くことが必要であると感じています。つまり、状況を可能な限り正確に把握し、何が原因であるかを模索する姿勢を示すことに尽きるように思ひます。行為自体は非であることは明言しつつも、なぜ、そのようなことをしたのかを探りながら、その行為がなぜ許されないのかにまでたどり着くという経緯が必要だと思ひます。

おそらく、いじめを訴えている側からすれば、なぜ、時間をかけていじめ行為をしている子どもの主張を聞くのかという感想を抱いてしまうことがあるかもしれませんが、子どもやその保護者が、問題の所在を認識し、その行動をとるべきではなかったということを、得心まではいかないまでも、その気持ちに落とし込めるまでいかない限りは、その後続く子ども同士の人間関係はいびつのままで、逆に不信や、当該子どもとは関係を持たないでおこう（無視すればよい）というような結論に至ると思ひれます。また、そのこと自体を双方にどのように説明するかにも、配慮が必要であり、ここにおいては、教育担当者としての姿勢や説得力などの力量が求められると思ひます。

関わっている当事者がすべてが満足するというような解決方法はなく、関係者にとってより良い解決方法を探っていくということです。

(3)一人で抱え込まない体制整備

子どもであっても、保護者であっても、一人や一家族で抱え込まないようにすべきであり、自分ないし自分たちには味方はいないと思わないような体制づくりが必要です。

家族で解決できる場合には、子どもが親に訴えられるような親子関係を築いておくこと、家族として孤立しそうな場合には、教育担当者の中でどこか相談できる人（担任の先生に話せるのか、副担任とか、スクールカウンセラー、校長、副校長等学校の内部の人）がいるのかどうかにかかってくるようにも思います。そして、どこにもいない、もしくは、相談すること自体に躊躇を覚えるのであれば、是非、子どもの権利擁護委員制度を活用していただきたいと思います。

(4)子どもの権利擁護委員の対応

私たち権利擁護委員は、日々子どもの教育をする立場にはなく、無責任に高邁な非日常の対応を教育現場に求めることは逆効果になるのではないかと感じています。しかし、絶対に譲れない、配慮すべきことはあり、双方が問題を認識し、前向きに対応していただけるように話すことこそが、その職務であるのではないかと考えています。

2 インクルーシブ教育について

最後に、インクルーシブ教育（およびその根幹にある人権問題）について、少し、ご紹介します。

(1)インクルーシブ教育とは

インクルーシブ教育という言葉が最近よく使われています。特に、近年、国連の障がい者の権利に関する条約をもとにインクルーシブ教育の導入が求められてきています。

私たちは、だれもが多様な個性と独立した人格を備えた尊厳ある存在であることを相互に認め合うとともに、一人一人が社会を構成するメンバーとして共に生き、学び、育つことのできる権利を保障されたインクルーシブな社会を目指して私たちの社会を変革していく必要があり、このインクルーシブ社会の実現を目指すための教育がインクルーシブ教育と考えられています。

(2)近時の傾向

昨今の人権について、SNSなどへの書き込みなどを読んでみると、自らは障害がないと思っている人が、人権の観点から経済的弱者や障害を持っている方への配慮が政策的になされるべきであるという意見に対して、不公平を感じるといった現象が生じているように感じられます。

つまり、よく人権とか、人権教育というのは、弱者のためのものであり、中間的立場の人たちが反発を感じるような世情になっている現象があるのではないかということです。（これは日本だけではなく、海外においても認められます。）自分だけ損をしている、不自由な人にお金をかけてその人が大切にされているにも関わらず、自分は独り立ちをしなければならないという不安感が、障がい者保護などを否定しがちです。

しかし、インクルーシブ教育とは、障害があろうとなかろうと、すべての子どもが必要な支援、合理的配慮及び一人一人に合った環境を提供され、同じ場で共に学び、効果的で良質な学習が行えるように、教育内容、教育方法、学校文化を変えていく制度改革のプロセスを経て達成される教育なのです。

障害がないとされる子ども（や人）にとっても、それは暮らしやすい世界のはずであり、そういう方向へ進むべきかと思います。

いろいろな人がいてよいし、また、人はいつ何時障害を持つかはわかりません。また、障害の内容も、いわゆる身体障害だけでなく、発達段階でハンディを持っている人も同様なのです。

(3)最後に

上記のような「人権に配慮すべき」という言葉へ違和感が生じていることについて、いわゆる中間層に余裕がないことが原因なのか、当職にはそれを分析する能力はありません。ただ、せっかく人類が獲得してきた基本的人権という大切な概念をないがしろにすることは、大げさかもしれませんが人類の将来に大きな危険性をもたらす流れではないかと思います。いじめ問題にしても、特性のある子どもへの配慮にしても、当事者が誰であっても守られるべき大原則であるという理解で、お互いを見ていくということがともに生きやすい社会の構築になると思うのです。

「 発達障害について 」

子どもの権利擁護委員 公認心理師 米田 弘枝

最近、発達障害という言葉をよく耳にするようになった。

多動、落ち着きがなく飽きやすくキレやすい、あるいは空気が読めない、かんしゃくを起こしやすい、こだわりが強いなどの特性が指摘される。しかし、知的に問題がない場合、個性なのか障害なのか判断が難しく、学校と家庭との間でトラブルとなることが少なくない。

発達障害のある子と家族の支援（中田洋二郎著、株式会社学研プラス 2018）によると、「精神疾患の診断・統計マニュアル」DSM 第 5 版では、発達障害は、「神経発達症群/神経発達障害群」としてまとめられている。現在のところ多くは、原因が不明なため症状の有無を調べる症状診断で判断されることが多い。特効的な治療法はなく、子どもの状態に応じた育児や療育教育を共に考えていくことが最も有効な対処法となる。

発達の遅れや逸脱が顕著ではないため子どもが起こす問題行動が障害によるものだと気づかれず、子どものやる気のなさ性格や保護者の不適切なしつけなどと誤解され、子どもは幼い時から叱責されやすく、また体罰を伴うと保護者に不従順となり反抗につながったり親子関係は順調に形成されず、学校などの教育環境での支援者と子どもの関係も悪化、子どもは次第に自己に対して否定的になり、自尊心の形成が困難になる。

また、場所や状況や相手によって、発達の特異性が顕著になったり抑えられたりするため、問題と障害との関連を理解することが難しく、家庭では問題のない子が学校ではトラブルメーカーであったり、集団からの逸脱に厳しい教師と甘い教師では同じ子供とは思えないくらい全く異なる態度になる。」とのことである。中田氏は、「学習障害（LD）は自分なりのやり方で能力を開花させる可能性があり、注意欠如・多動性障害（ADHD）の多動性は疲れを知らないエネルギッシュさでもあり、衝動性のコントロールの未熟さは新たな事へ挑戦する際の原動力にもなりえ、事業を起業したり困難な問題に果敢に挑戦したりする率先者にもなりえる。自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（ASD）の固執・こだわりは飽きることのない探究心でもあり諦めない持続力でもある。」という。

毎日新聞（2026 年 4 月 5・6 日）によると、ニトリの社長似鳥昭雄氏は ADHD とのこと。学校の先生の話はじっと聞いていられず、勉強は大の苦手、就職した会社でも営業先とうまく会話できず、一件の契約も取れぬままクビになった。

「忘れ物が多い」、「整理整頓ができない」、「じっとしてられない」、「何かを始めるとすぐに飽きてしまう」、「いろいろな思考が駆け巡る」——、病院で注意欠如・多動症（ADHD）と告げられ納得したという。しかし、人との対話や記憶は

苦手な一方、思いついたら一直線に突き進むという特性が発揮されていく。じっとしてられない特性は好奇心や発想力となり、「人と違う」部分が生かされ、発達障害に産まれてよかったと言い切ることができるという。

中田氏は、「発達の特異性が不適応を起こす要因として働くとき障害となり、生活上でプラスに働いている時は個性となる。否定的な側面ばかりに目を向けがちになる所を、彼らのこれまでの成長を認め、今できていることへ目を向ける事が大切」と述べる。一人ひとりが適切な支援を受け、個性が生かされる社会であってほしいものである。



4 令和7年度子どもの権利擁護委員制度活動状況

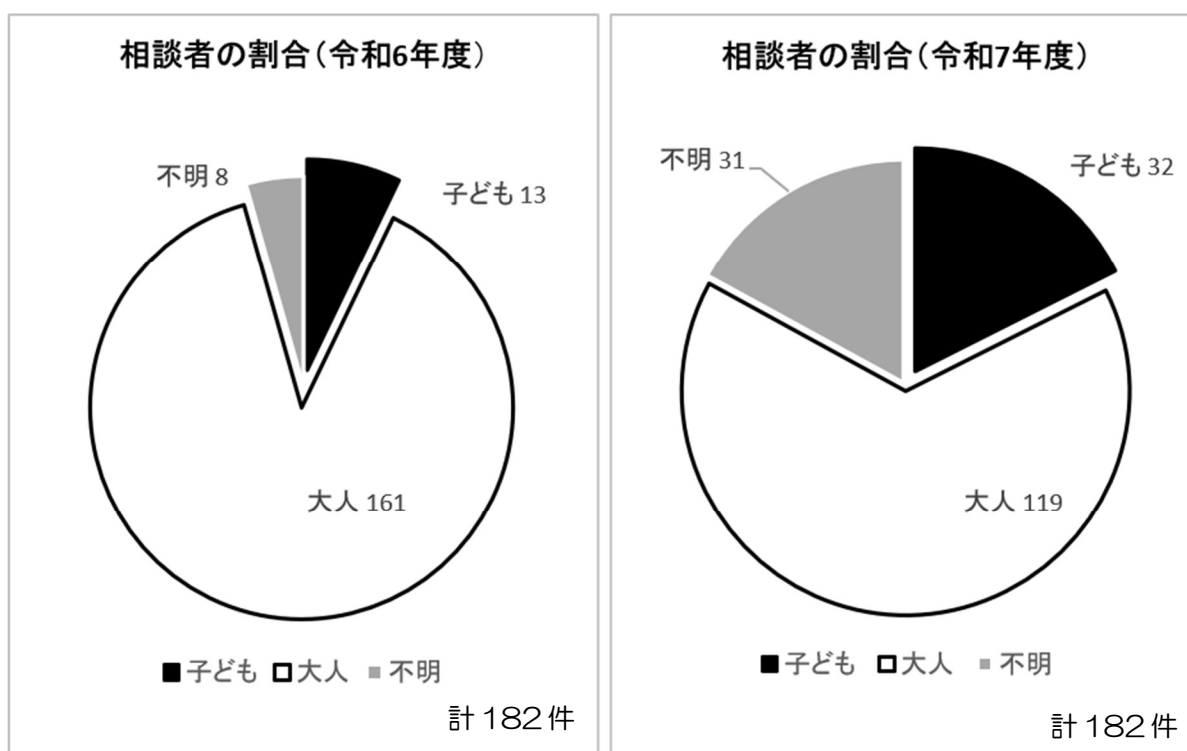
子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では、目黒区で生活する子どもの権利を保障するために、日々子どもたちが抱える悩み相談に取り組みました。常日頃から、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では、子どもの考えを否定せず、子どもからの聴き取りには細心の注意を払うよう心がけています。また、保護者等関係者からのご相談の場合にも、しっかりお話をお聴きし、問題解決に導かれるよう支援をしております。特に、子どもの言い分が、その子どもを取り巻く環境により、受け止め方が異なり、事実認定が難しいような場合には、第一義に子どもの視点に立ち、問題解決に努めるよう心掛けました。子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では、子どもが自分らしく毎日を過ごせることを目指す支援を、引き続き実施しました。

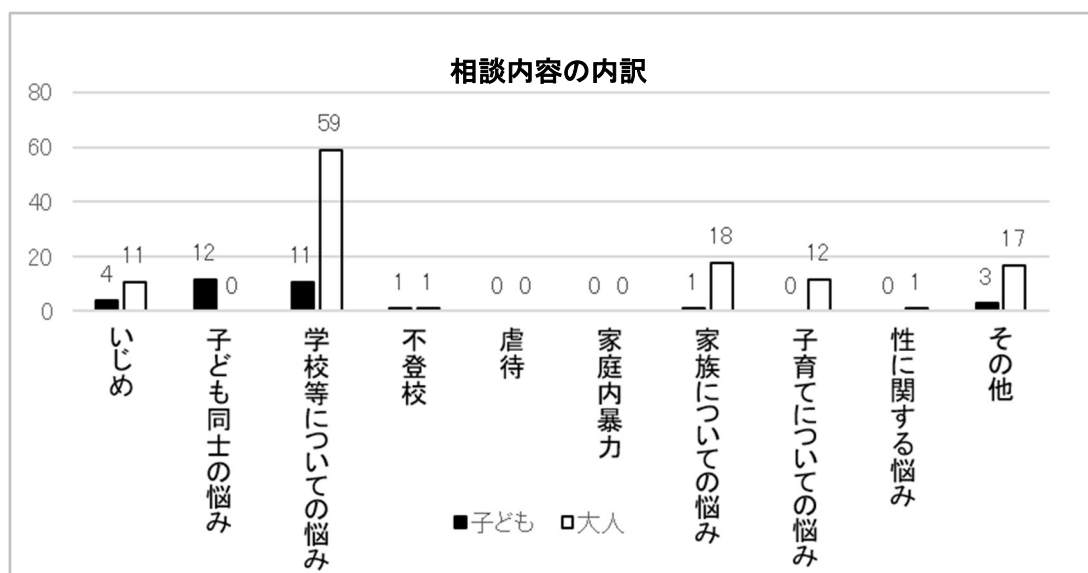
また、子どもの権利についての相談でない場合にも、相談者の気持ちを受け止め、その相談内容にふさわしい相談機関を紹介し、相談者の気持ちに寄り添った対応をするよう心がけました。

以下のとおり、令和7年度の子どもの権利擁護委員制度活動状況について報告します。

(1) 相談の受付状況

令和7年度は、合計で182件の相談電話等がありました。相談者の割合は、子どもは32件で、全体の18%、大人は119件で、全体の65%でした。令和6年度は、子どもは13件で、全体の7%、大人は161件で、全体の88%でした。電話相談等件数は、同じでした。





ア 子どもからの相談

子どもからの相談内容として顕著だったものは、子ども同士の交友関係にまつわることでした。子どもらしい無邪気な悩みから、恋愛に関する葛藤、クラス崩壊といった相談を受け付けました。いずれも、相談者である子どもの話をしっかり聴き、子ども自身で答えを導き出せるように寄り添った支援をしました。

イ 大人からの相談

大人からの相談として顕著だったものは、学校に関連した悩みでした。担任の先生とのやりとりにおける齟齬から発生した行き違い、いじめ等といったものがありました。次に相談として多かったものは、家族についての悩みでした。離婚や、親権にまつわる法のご相談から、子どもへの心理的影響にまつわのご相談がありました。加えて、民間施設でのトラブル、保護者間トラブルにおける法のご相談もありました。どの場合も子ども相談室「めぐろはあと ねっと」では中立の立場をとり、委員面談につなげ、相談者に寄り添い問題を整理しました。相談者に問題解決の糸口を見つけられるようにアドバイスをし、相談者が問題を抱え込まないように意識して、さまざまな機関と連携して対応しました。

(2) 相談員による対応（他機関への連絡）

令和7年度は、前年度と比べ相談員が、学校へ連絡し、学校との連携をする件数が増加しました。また、苦情調整委員制度とは申立ての扱いについて、両制度間における相違について話し合いをしました。

専門相談機関にとって、社会資源をどれだけ保有し活用できるのかが、重層的な支援につなげられるものと考えています。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、さまざまな機関と連携し、相談者の問題解決をすすめています。

他機関への連絡件数		
機関名	令和6年	令和7年
教育委員会	36	36
めぐろ学校サポートセンター(教育相談)	2	5
公立小・中学校	27	46
児童館	0	2
保健予防課・地域保健課	1	0
こども家庭センター利用者支援係	1	5
こども家庭センター養育支援係	3	6
児童発達支援センター	0	3
発達障害支援拠点ぽると	0	2
ふくしの総合相談窓口	1	0
スポーツ振興課	0	2
東京弁護士会子ども相談	0	3
苦情調整委員制度	0	12
フリースクール	0	2
福祉サービス適正化委員会	1	0
合計	72	124

(3) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況

委員活動は、弁護士と公認心理師の委員が専門性の高い知識を活かし、相談者の意向を確認しながら面談を行いました。委員と話をすることで、気持ちの整理、問題の整理につながり、前向きに問題解決をすすめていこうと考えられる相談者が多くありました。面談では、相談者の話を聴き、受け止め、適切なアドバイスを行い、必要があれば他機関を紹介することもありました。

また、1回の面談では終わらずに、解決の見通しが立つまで、継続して面談を行った相談者もありました。弁護士、公認心理師のアドバイスを聴き、今後どうしていけばいいのか、なにが必要なのか、相談者と共に考えることを大切にしました。一緒に考えながらも、相談者自身が解決への力を持てるようにしました。

加えて、本年度は申立てが1件ありました。学校対応に関するご相談でし

権利擁護委員との面談件数		
主たる相談内容	令和6年	令和7年
いじめ	9	2
子ども同士の悩み	0	0
学校等についての悩み	2	9
不登校	0	0
虐待や虐待につながるおそれ	0	0
家庭内暴力	0	0
家族についての悩み	2	3
子育てについての悩み	0	0
性に関する悩み	0	0
その他	0	2
合計	13	16
権利擁護委員による対応		
対応内容	令和6年	令和7年
申立て受理	2	1
調査・調整	2	2
他機関への連絡 ・こども家庭センター ・教育委員会 ・小学校 他	1	0

た。委員面談を重ね、関係機関との調整をしつつ、相談者の状況に合わせた形でフォローしています。子どもにとっての最善の利益を第一に考え、適切な調査を実施し、一日も早く子どもの日常が取り戻せるよう努めました。



（４）次年度に向けての課題

前年と比較して、子どもからの相談件数は 19 件増加しました。今年度は、児童館を訪問し、子どもに直接声をかけて啓発用カードを配布したほか、公立小学校で試行的にハガキによる相談対応を開始したことも、相談件数の増加に影響した可能性があります。

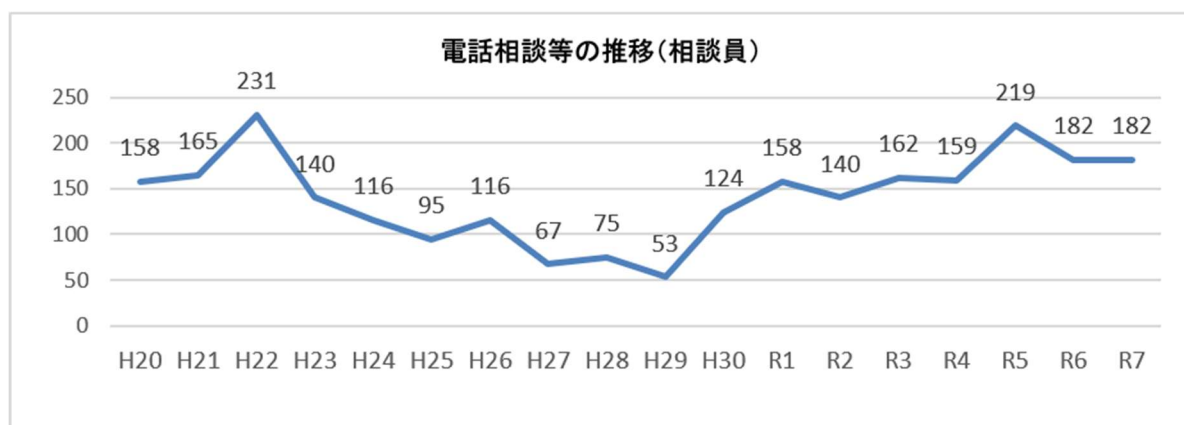
このような状況からも、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」の認知は一定程度進んでいるものと考えられます。一方で、相談機関としての役割や機能については、子どもたちに十分理解されていない可能性があります。児童館で、直接子どもにカードを手渡しても、子どもからは「めぐろ はあと ねっとのことは知っているよ」「毎年学校でカードをもらっているよ」という言葉があるものの、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」が悩みの相談をしていいところであるという認識にはつながっていないようでした。その背景として、子ども自身が悩みや困りごとを抱えていても、それを言葉で表現することが難しい場合があると考えられます。そのため、子どもに悩みがあったとしても、大人に相談先を案内されても、何を相談すればよいのか、どう話せばいいのかすら、わからないこともあると推察されます。

子どもの悩みは、比較的身近なものから深刻なものまで幅広く存在します。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもの人権及び権利の保障という視点から、こうした子どものさまざまな悩みや困りごとを整理し、解決に導いていくことが求められます。よって、子どもの日常生活を支えるた

めの支援をしていくには、相談件数という量的な成果だけにとらわれることなく、子どもが自らの権利を理解し、必要なときに適切に相談機関につながるができる環境づくりも大切であると考えています。そのためには、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では、「子どもの権利」や「守られるべき人権」とは何かを、子どもが理解しやすい形で周知・啓発を行っていき、ひいては子どもの悩みや困りごとを子ども自身が言語化できるような支援をしていくことも重要であると考えます。

今後も、啓発用カードやチラシの配布、児童館での声かけ等の取り組みを継続しながら、子ども自身に対して子どもの権利や人権についてわかりやすく伝える活動も進めていく必要性を感じています。

加えて、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」単独での対応が難しい案件については、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。電話相談に加え、来所面談やオンライン面談など、それぞれの相談方法の特性を活かしながら、目黒区における子どもの専門相談機関として、子どもの権利の実現に向けた取り組みを推進していきます。



(5) 相談員による電話相談等の実施状況数

主たる相談内容	令和7年度										
	令和6年度										
	子ども						大人			不明	計
	年齢 不明	幼児	小学生 ※	中学生	高校生	小計	保護者 (親族 含む)	その他	小計		
いじめ	0	0	4	0	0	4	11	0	11	0	15
	0	0	7	0	0	7	83	0	83	0	90
子ども同士の悩み	0	0	11	1	0	12	0	0	0	0	12
	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	2
学校・幼稚園・保育園 についての悩み	0	0	6	1	4	11	59	0	59	0	70
	0	0	1	0	2	3	31	0	31	0	34
不登校	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	2
	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
虐待や虐待につながる おそれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族についての悩み	0	0	1	0	0	1	18	0	18	0	19
	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	11
子育てについての悩み	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	12
	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	4
性に関する悩み	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	1	3	17	0	17	31	51
	0	0	0	2	0	2	14	16	30	8	40
合計	0	0	25	2	5	32	119	0	119	31	182
	0	0	9	2	2	13	145	16	161	8	182

※令和7年度は公立校でのハガキによる相談を試行的に実施。

(6) 相談員による対応 他機関への連絡数

令和7年度 ()内は令和6年度件数	
機関名	件数
教育委員会	36 (36)
めぐろ学校サポートセンター(教育相談)	5 (2)
公立小・中学校	46 (27)
児童館	2 (0)
保健予防課・地域保健課	0 (1)
こども家庭センター利用者支援係	5 (1)
こども家庭センター養育支援係	6 (3)
児童発達支援センター	3 (0)
発達障害支援拠点ぽると	2 (0)
ふくしの総合相談窓口	0 (1)
スポーツ振興課	2 (0)
東京弁護士会子ども相談	3 (0)
苦情調整委員制度	12 (0)
フリースクール	2 (0)
福祉サービス適正化委員会	0 (1)
合計	124 (72)

(7) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況数

令和7年度 ()内は令和6年度件数	
主たる相談内容	件数
いじめ	2 (9)
子ども同士の悩み	0 (0)
学校・幼稚園・保育園についての悩み	9 (2)
不登校	0 (0)
虐待や虐待につながるおそれ	0 (0)
家庭内暴力	0 (0)
家族についての悩み	3 (2)
子育てについての悩み	0 (0)
性に関する悩み	0 (0)
その他	2 (0)
合計	16 (13)

令和7年度 ()内は令和6年度件数	
対応内容	件数
申立て受理	1 (2)
調査・調整	2 (2)
他機関への連絡 こども家庭センター 教育委員会 小学校 他	0 (1)

(8) 相談事例

相談事例は子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」にあった相談内容をプライバシー保護のため、複数の事例から構成し、内容を一部変更しています。

①高校1年生男子生徒 A さん 部活に関する相談

「サッカーの高校選抜チームに入れなかった。応援をしてくれているお父さんを悲しませたくない。どうしたら気持ちを切り替えられるのか？」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

高校1年生男子生徒 A さんからの部活に関する相談電話でした。

A さんは幼稚園の頃から、サッカー教室に通い、サッカー指導を受けていました。A さんのご家庭は祖父も、父親も、サッカーに慣れ親しんでおり、特に父親が A さんのサッカー部における活動を応援されていたとのことでした。土日に開催されるサッカーへの試合会場には、父親がどんなに忙しくても、A さんのことを車で送迎をしてくれていたようです。A さんがサッカーの高校選抜チームに選ばれることを、父親はとても楽しみにされていたとのことでした。そんな中、A さんは選抜チームには選ばれませんでした。A さんは選抜に落ちた悔しさと、A さんをサッカー面で支えてくれていた父親に対する申し訳ない気持ちが入り混じり、「どうしたら、気持ちを切り替えられるのか」と泣きながら、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に電話をかけてきました。A さんは相談員に対し、入電直後から、約 20 分泣きながら、選抜に選ばれなかった悔しさ、サッカーに対する熱い思い、父親に対する感謝の気持ちを語っていました。相談員が A さんの話を聴き取っていくと、A さんは一番にサッカーを応援してくれた父親を悲しませたくないんだということを話してくれました。A さんは A さんのサッカー活動を支えてくれた父親に対し報いたいという思いを持ちつつ、選抜に洩れたことで父親の気持ちを裏切ってしまったという思いもあるようでした。

A さんは相談員と語っていくうちに、「自分が一生懸命頑張ったことはわかってもらえると思う」と、前向きな発言もするようになりました。A さんの気持ちをすぐに切り替えることは難しいと思われましたが、しっかり自身の気持ちを語れている A さんだからこそ、自らの気づきで気持ちを切り替えていくことは可能と思われました。相談員は、A さんの語りを否定せず、しっかり傾聴することにつとめ、A さんに寄り添う支援をしました。

②小学3年生男子児童Bさん いじめに関する相談

「蹴ってくる子がいる。友達は集団でいじめられている。やめてって言うてもやめない。困っている」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

小学3年生男子児童Bさんからのいじめに関する相談電話でした。Bさんはこれまでも、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に継続的に友達と親しくなる方法を知りたいといった交友関係に関する相談をしてきていました。Bさんは幼さが残る語り口調で、唐突に、今まで相談してきた内容とは異なるいじめに関する相談を語り出しました。Bさんは他のクラスの児童（以下、Z）から足蹴りをされるというものでした。学校内でZがBさんのことをみつけると、突然蹴ってくるようでした。Zは学校外で創作ダンスを習っており、体が柔らかく、しなやかに足を上げて、Bさんのことを蹴ってくるとのことでした。Bさんの語りからは、Zから蹴られて体が痛いということはないとのことでした。また、BさんがZに蹴られる時には近くに誰もおらず、誰もみていないこと、また担任に相談をしても、担任はZのことをかばう発言をするとのことでした。相談員からBさんに対し、どのような理由があっても足で友達を蹴るのはよくないことであること、痛い痛くないにかかわらず、このままではよくないことを伝えました。加えて、担任に相談することが難しければ、スクールカウンセラー（以下、SC）に相談をし、どう対処したらいいかを一緒に考えてもらうよう説明をしました。BさんはSCへの相談を了解し、SCの出勤日に話をしに行くと言ってくれました。

BさんとZは以前はとても親しかったようです。3年生になってから、何かをきっかけに親しい関係ではなくなったようでした。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」としては、蹴ってくることを遊びそしてとらえず、Bさんに対するいじめとしてとらえました。Bさんに対しては、なるべく学校では人がいるところで過ごすこと、SCには相談し、それでも改善されなければ、再度、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に連絡を入れることという助言をしました。

その後、Bさんからは同様の相談は入っていません。

③小学2年生女子児童Cさん叔父 学校対応に関する相談

「姪っ子が副校長に強く引っ張られて泣いた、謝罪を受けたが心がこもって
いなかった」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

小学2年生女子児童Cさん叔父からの学校対応に関する相談電話でした。

Cさんは社会科見学でとある施設に出かけました。Cさんはかねてより、その施設に興味があり、施設に到着した途端に、嬉しくて施設内を動き回ってしまったようでした。その施設内での集合写真を撮るにあたり、Cさんは集合場所になかなか集まらず、副校長に引っ張られて、写真撮影に参加したとのことでした。CさんのTシャツは副校長に引っ張られたせいか、少し襟ぐりが伸びてしまっていました。Cさんは自宅に帰り、社会科見学のことを母親に話しているうちに、副校長に引っ張られたことを思い出し悲しくなり、大泣きをし、その晩はなかなか寝付けなかったとのことでした。翌日、母親が学校に事実関係を確認すると、副校長はCさんを強く引っ張ったことを認め、「行き過ぎたことをした」ということで、母親に謝罪をされたそうです。母親は、副校長の謝罪が心のこもったものではないように感じられたようでした。その経緯を聞いた母親の兄である叔父が、姪をかわいそうに思い、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」へ相談をされてこられました。叔父は姪と副校長とのやりとりを自分自身に起こったことのように置き換えて感じられ、大変怒られていました。

本相談電話ではCさんと副校長間のトラブル説明が伝聞によるものだったため、本件の原因がCさんが動き回ってしまったことにあるのか、副校長による不適切指導にあったことなのかは、わからない状態でした。よって、相談員は叔父がCさんを一方的に怒ったり、学校側を一方的に攻めたりすることがないようにアドバイスしました。Cさんは本件をどう思っているのか、Cさんの気持ちを尊重して、再度学校と話し合っていくのかどうかを、母親を含めて慎重にすすめていくように伝えました。相談員は、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に相談をされてきた叔父の気持ちを労い、家庭と学校間での話し合いが建設的なものとなるように、叔父経由でできるCさんや母親へのアドバイスもしました。

④中学 1 年生女子生徒 D さん父親 保護者間トラブルに関する相談

「子ども同士のやりとりを録画したデータを削除して欲しい。データを持ち続けられていると思うと不愉快だ」



子ども相談室「めぐろ はあと ネット」対応

中学 1 年生女子生徒 D さん父親からの、保護者間トラブルに関する委員面談でした。

D さんは中学から近郊の私立に通っており、複数の親しい友人ができていました。登下校、下校中の寄り道もいつも一緒という、女子特有な密な関係でした。しかし、些細なことによる行き違いで、そのグループは解体することとなりました。そのグループ内の E さんの母親が、D さんや他の女子生徒からの E さんに対するいじめを訴えました。D さんにとっては青天の霹靂であり、いじめをしたような覚えはなかったそうです。しかし、E さんの母親は、この女子グループの関係がおかしくなり出した時期から、E さんに隠し撮り用のスマホを持たせ、D さんや E さんを含めた女子グループの会話などを録画させていました。E さんの母親は、いじめの証拠としてその録画データを学校側に提出しました。学校ではいじめの訴えを受け、生徒の聞き取りからスタートし、録画データの解析と言った調査がなされました。学校によるいじめ調査では、いじめ事実がないことが認められました。D さん、E さんや、他の生徒は、その後通常の学校生活に戻りました。D さんが E さんと特別親しくなることはなかったようですが、学校では普通に接せられる関係になったとのこと。いじめ案件は解決しましたが、E さんが録画した女子グループ間でのやりとりデータは録画として残ったままでした。D さんの父親は、その録画データを E さんが持っていることに懸念を感じ、子ども相談室「めぐろ はあと ネット」にデータの扱いに関するご相談が入りました。

D さんの父親は録画データが将来的に外に出て、D さんの成長に影響があるのではないかと心配されていました。録画データは、一般的な女子のやりとりを録画されているものであり、いじめというような要素は全くないものと思われました。子ども相談室「めぐろ はあと ネット」としては、D さんの父親に、今後心配なことがあれば、どう対応したらいいかのアドバイスをしました。今後の E さんとのおつきあいの仕方や、事実上のいじめが発

生するような場合には学校と連絡を取り合い、対応をするよう伝えました。

現在、Dさんの父親及びDさんから録画データに関するトラブルや、いじめに関するご相談は入っていません。

昨今、「いじめ」にみえる行為がSNS上で拡散され、大きな炎上を引き起こしていることがあります。Dさんの父親が録画データの扱いに慎重になれるのは十分理解できることであると思われます。スマートフォンやSNSは、今や情報収集やコミュニケーションに欠かせない生活必需品となっています。今回のようなご相談は、今後も増えていくのではないかと思います。



(9) 啓発活動

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」を紹介するポスターとチラシ、カードを保育園・幼稚園・こども園の保護者、小学生・中学生・高校生、関係機関等に配布しました。また、相談日周知のため、毎月「月の予定表」を区立小・中学校と各住区センター、児童館、図書館、学童保育クラブ等他施設へ配布していきました。加えて、公立中学校に通学する生徒全員に対し、「めぐろ はあと ネット通信」をチラシとして配布しました。さらに、公立児童館利用者に対し、事業説明をし、カード等を配布しました。新しい試みとして、X、LINE 等の SNS を利用した啓発活動や、相談用ハガキも配布しました。

時期	啓発内容	時期	啓発内容
4月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館) 目黒区スクールカウンセラー連絡会で事業説明	10月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(児童館、学童保育クラブ、保育園、住区センター等) チラシ・カード・ポスター配布(東京都児童相談センター、東京都教育センター他)
5月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館) 相談用ハガキ配布・放送集会で説明 中学生チラシ1回目配布 児童館でカード配り 人権擁護委員パネル展出版	11月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) X 記事掲載、LINE 記事掲載 乳幼児対象イベントにてチラシ配布
6月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)	12月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 人権週間パネル展 チラシ等配布 公営児童館館長会人権研修 中学生チラシ2回目配布
7月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 公営児童館館長会人権研修 人権擁護委員パネル展示・チラシ等配布 子ども食堂連絡会議 チラシ等配布 めぐろキッズパークチラシ配布	1月	目黒区報掲載 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 児童館でカード配り(2館) X 記事掲載
8月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) ポスター配布(住区センター) チラシ・カード・ポスター配布(区内小・中学校)	2月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 民生児童委員協議会にてチラシ配布 MEGURO PORTAL 事業説明 児童館でカード配り、LINE 記事掲載
9月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) ホッ! とナビ記事掲載、MEGURO PORTAL 事業説明	3月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 民生児童協議会講演・チラシ等配布 相談用ハガキ配布・放送集会で説明 児童館でカード配り、チラシ・ポスター配布(住区センター)

～ 啓発活動資料！～
月の予定表 ポスター

子ども相談室 めぐる はあと ねっと

フリーダイヤル 0120-324-810

「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」
そんな時には電話をしてください。相談員があなたのお話を聴きます。
多様な悩みを抱えていてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。
ここでの話は誰にも言わないよ！！
相談日は、(水)～(土) 10時から17時です！！

7月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9 相談日	10 相談日	11	
13	14	15	16 委員面談日	17 委員面談日	18	
20	21	22	23 相談日	24 相談日	25	
27	28	29	30 相談日	31 相談日		

本人の方へ
「生活リズムが崩れている」「元気がなく、ふさぎ込んでいる」等お悩みを抱えている方は、相談員が電話でお話を聴きます。電話以外での面談もお受けします。相談員による電話相談・面談で問題が解決しない場合や、権利保護委員との面談を希望される場合には、事前に電話でお申し込みください。
※相談日は、弁護士と公認心理師の2名がおります。委員との面談は事前申込制です。お電話で予約状況・相談等ご連絡ください。
※「めぐる はあと ねっと」のことで不明な点の問合せは、目黒区子ども家庭センター利用者支援係へ（電話 5722-9392）にご連絡ください。

子ども相談室 めぐる はあと ねっと

フリーダイヤル 0120-324-810

「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」
そんな時には電話をしてください。相談員があなたのお話を聴きます。
多様な悩みを抱えていてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。
ここでの話は誰にも言わないよ！！
相談日は、(水)～(土) 10時から17時です！！

11月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12 相談日	13 相談日	14	
16	17	18	19 委員面談日	20 委員面談日	21	
23	24	25	26 相談日	27 相談日	28	
30						

本人の方へ
「生活リズムが崩れている」「元気がなく、ふさぎ込んでいる」等お悩みを抱えている方は、相談員が電話でお話を聴きます。電話以外での面談もお受けします。相談員による電話相談・面談で問題が解決しない場合や、権利保護委員との面談を希望される場合には、事前に電話でお申し込みください。
※相談日は、弁護士と公認心理師の2名がおります。委員との面談は事前申込制です。お電話で予約状況・相談等ご連絡ください。
※「めぐる はあと ねっと」のことで不明な点の問合せは、目黒区子ども家庭センター利用者支援係へ（電話 5722-9392）にご連絡ください。

月の予定表 チラシ

子ども相談室 めぐる はあと ねっと

フリーダイヤル 0120-324-810

「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」
そんな時には電話をしてください。相談員があなたのお話を聴きます。
多様な悩みを抱えていてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。
ここでの話は誰にも言わないよ！！
相談日は、(水)～(土) 10時から17時です！！

5月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11 相談日	12 相談日	13	
15	16	17	18 委員面談日	19 委員面談日	20	
22	23	24	25 相談日	26 相談日	27	
29	30					

本人の方へ
「生活リズムが崩れている」「元気がなく、ふさぎ込んでいる」等お悩みを抱えている方は、相談員が電話でお話を聴きます。電話以外での面談もお受けします。相談員による電話相談・面談で問題が解決しない場合や、権利保護委員との面談を希望される場合には、事前に電話でお申し込みください。
※相談日は、弁護士と公認心理師の2名がおります。委員との面談は事前申込制です。お電話で予約状況・相談等ご連絡ください。
※「めぐる はあと ねっと」のことで不明な点の問合せは、目黒区子ども家庭センター利用者支援係へ（電話 5722-9392）にご連絡ください。

子ども相談室 めぐる はあと ねっと

フリーダイヤル 0120-324-810

「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」
そんな時には電話をしてください。相談員があなたのお話を聴きます。
多様な悩みを抱えていてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。
ここでの話は誰にも言わないよ！！
相談日は、(水)～(土) 10時から17時です！！

1月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11 相談日	12 相談日	13	
15	16	17	18 委員面談日	19 委員面談日	20	
22	23	24	25 相談日	26 相談日	27	
29	30					

本人の方へ
「生活リズムが崩れている」「元気がなく、ふさぎ込んでいる」等お悩みを抱えている方は、相談員が電話でお話を聴きます。電話以外での面談もお受けします。相談員による電話相談・面談で問題が解決しない場合や、権利保護委員との面談を希望される場合には、事前に電話でお申し込みください。
※相談日は、弁護士と公認心理師の2名がおります。委員との面談は事前申込制です。お電話で予約状況・相談等ご連絡ください。
※「めぐる はあと ねっと」のことで不明な点の問合せは、目黒区子ども家庭センター利用者支援係へ（電話 5722-9392）にご連絡ください。

毎月、月の予定表を区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童、関係機関にポスターを配布しています。

～子ども相談室～

めぐろ はあと ねっと通信

第1号 令和7年5月
発行 目黒区子ども家庭センター利用者支援係



1. 新学期が始まって1か月。新しいクラスに少し慣れてきたかも。



2. 最近はついつい夜更かし。友達とスマホでゲームしながら通話するのが楽しくて、やめられない!



3. お母さんから、使い過ぎで怒られてスマホを取り上げられた。悪いのは僕だけ、友達との会話についていけないよ。



4. 廊下に子ども相談室「めぐろ はあとねっと」のポスターがあったな。相談してみよう!



皆さんこんにちは。子ども相談室「めぐろ はあとねっと」です。今回は、スマホとの付き合い方についての悩みを紹介しました。いろんな楽しみ方があるからこそ、使い過ぎには気を付けたいですね。このお便りを読んでいる人の中にも、似た悩みを抱える人がいるかもしれません。でも、周りの人に自分の悩みを知られると、嫌なときもありますよね。子ども相談室「めぐろ はあとねっと」では、あなたの悩みを聞いて、どうしたらいいかを一緒に考えていきます。いつでも連絡してくださいね。待っています。



方～

「おはようございます。相談室「めぐろ はあとねっと」です。お母さんから怒られてスマホを取り上げられた、友達との会話についていけない、という悩みを聞いています。一緒に考えてみましょう。」

「おはようございます。相談室「めぐろ はあとねっと」です。お母さんから怒られてスマホを取り上げられた、友達との会話についていけない、という悩みを聞いています。一緒に考えてみましょう。」

「一緒に考えよう。相談員がじっくりと話を聞きます。あなたにとって、何が一番いいのか考えます。」

※電話での相談だけでなく、来所やオンライン面談を行うことができます。

「おはようございます。相談室「めぐろ はあとねっと」です。お母さんから怒られてスマホを取り上げられた、友達との会話についていけない、という悩みを聞いています。一緒に考えてみましょう。」

「おはようございます。相談室「めぐろ はあとねっと」です。お母さんから怒られてスマホを取り上げられた、友達との会話についていけない、という悩みを聞いています。一緒に考えてみましょう。」

「おはようございます。相談室「めぐろ はあとねっと」です。お母さんから怒られてスマホを取り上げられた、友達との会話についていけない、という悩みを聞いています。一緒に考えてみましょう。」

「おはようございます。相談室「めぐろ はあとねっと」です。お母さんから怒られてスマホを取り上げられた、友達との会話についていけない、という悩みを聞いています。一緒に考えてみましょう。」

子ども相談室「めぐろ はあとねっと」

相談時間 水曜日～土曜日 午前10時～午後5時
お名前や学校名を言わなくても大丈夫です。
お電話で相談ができます。

電話番号 **0120-324-810**

※「めぐろ はあとねっと」の相談員は、目黒区子ども家庭センター利用者支援係です。

無料で相談ができます。

※お名前や学校名を言わなくても大丈夫です。
お電話で相談ができます。

みつめようあなたの はあと

目黒区子ども家庭センター利用者支援係 03-5722-2222

区立中学校生徒全員にチラシを2回配布しています。

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」ポスター

子ども相談室
めぐろはあとネット
ぼくや、わたしの、みんなの悩みを聴きます。話をするだけで、気持ちは楽になるよ！

相談時間 **水曜日から土曜日の 午前10時から午後5時**
電話番号 **0120-324-810**

お問い合わせ先：目黒区こども家庭センター 利用者支援係 03-5722-9392
場所：目黒区総合庁舎 別館2階(ほ・ねっとひろば横)

カード (表)

子ども相談室
めぐろはあとネット
ぼくや、わたしの、みんなの悩みを聴きます。話をするだけで、気持ちは楽になるよ！

相談時間 **水曜～土曜 午前10時～午後5時**
電話番号 **0120-324-810**

目黒区こども家庭センター 利用者支援係 03-5722-9392

カード (裏)

どんな事を相談したらいいの？

- 友達と急にうまくいかなかった
- いじめられている
- 好きな子がいるけど、どうしたらいいかな
- 大人から叩かれたり、嫌なことをされたりした
- 悩んでいる、困っている、不満がある など

ぼくや、わたしの、みんなの悩みを聴きます。
話をするだけで、気持ちは楽になるよ！
名前を言わなくていいよ。お話したことは誰にも話しません。

カードは区立小1年生から中学3年生までの児童・生徒全員に配布しています。

ポスター・チラシは、区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童、関係機関に配布しています。

チラシ

子ども相談室 「めぐろ はあと ねっと」 とは？



- 目黒区では、平成 17 年 12 月に子どもたちが元気にいきいきと過ごすことのできるまちを目指し「目黒区子ども条例」を制定しました。
子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は、この条例にある「子どもの権利擁護委員会制度」のもと、子どもたちを権利侵害から守るために設置されています。
- 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、区内の子ども専門相談機関として子どものことについて相談員が電話相談や来所相談でお話を聞かせていただきます。
また、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」には権利擁護委員もいます。
権利擁護委員は子どもの人権に詳しい法律の専門家と、子どもの心理に詳しい専門家の 2 名からなります。相談員との電話相談や来所相談で問題が解決しない場合や、権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員と面談での相談ができます。
- 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもの権利侵害について、子ども自身および保護者などの関係者からの相談や救済の申立てを受け、適切かつ迅速に解決していくことができるようにつとめています。
- ご相談内容によっては適切な機関を紹介させていただく場合もあります。「どこに相談すればいいかわからない」等お問い合わせください。

子ども相談室 めぐろ はあと ねっと

ぼくや、わたしの、みんなの悩みを聴きます。話をすることで、気持ちにはなるよ！



相談時間 水曜日から土曜日の
午前 10 時から午後 5 時

電話番号 0120-324-810

どんな事を相談したらいいの？

ぼくが、わたしが…

- 嫌なことをされた
- イライラする
- 何だかきこしい
- 学校に行きたくない

保護者や子どもと
かわりのある方が…

- 子どもが学校に行きたがらない
- 子どもがいじめられているようだ
- 学校の先生が子どものことをわかってくれない
- 知り合いの子どもが親とうまくいっていないようだ。どうしたらいい？

一人で悩まないで！
子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に連絡をしてね。

相談時間 水曜日から土曜日の
午前 10 時から午後 5 時

電話番号 0120-324-810



どうやって連絡をするの？

まずは、0120-324-810 に電話をかけてください
家の電話や携帯電話からもかけられます。お金はかかりません。

あなたが困っている、悩んでいることを相談員に話してください
名前を言わなくてもいいです。
お話ししたことは誰にも話しません。
相談員が話を聴いて、あなたと一緒に考えます。

電話で解決しない時は、面談での相談もできます

あなたが、解決のためにもっと行動を起こしたいという時には
申立てをすることができます。
申立てがあった場合には、必要に応じて子どもの権利擁護委員が
事実を確認し、事案によっては意見表明や改善要請がなされます。

電話をかける
電話で話をする
会って話をする

区立小 1 年生児童には「めぐろ子育てホッ!とブック」にて、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」の紹介をしています。

参考資料

目黒区子どもの権利擁護専門相談事業実施要綱

制定 令和6年4月1日付け目子字第5665号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区子ども条例（平成17年12月目黒区条例第63号。以下「条例」という。）第17条から19条の規定に基づき、子どもの権利擁護委員の仕事及び相談支援（以下「子どもの権利擁護専門相談事業」という。）の実施に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「相談対象者」とは、子ども及びその関係者をいう。

2 この要綱で「子ども」とは、条例第2条第1項に規定する子どもをいい、次に定めるものとする。

- (1) 区内に住所を有する子ども
 - (2) 区内にある事業所で働いている子ども
 - (3) 区内にある学校、児童福祉施設等に、通学、通所や入所している子ども
- (事業内容)

第3条 子どもの権利擁護専門相談事業は、次に掲げる内容を行うものとする。

- (1) 子どもからの直接の相談、区民からの通報又は関係相談機関等からの対応の依頼を受けて、権利侵害の回復のために具体的に対応すること。
- (2) 子どもの権利擁護についての助言や支援等を行うこと。
- (3) 権利侵害を受けている子どもについて、申立てを受け付け、事実の確認や関係者間の調整を行うこと。
- (4) 前号の結果、その必要性に応じ、意見の表明又は改善の調整等を行うこと。
- (5) 子どもの権利擁護に関して、子どもをはじめとする区民等への広報活動に関すること。
- (6) その他子どもの権利擁護に関すること。

(実施体制)

第4条 子どもの権利擁護専門相談事業を円滑に実施するため、専門相談員を設置する。

2 専門相談員の職務等については、「目黒区子どもの権利擁護専門相談事業専門相談員設置要領」（令和6年4月1日付け目子字第5715号）による。

(めぐろ はあと ねっとの設置等)

第5条 子どもの権利擁護専門相談事業の実施に当たり、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を設置する。

2 めぐろ はあと ねっとは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 委員及び専門相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事務
(めぐろ はあと ネットの利用日及び利用時間)

第6条 めぐろ はあと ネットの利用日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日まで並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。

利用日	利用時間
水曜日、木曜日、金曜日、土曜日	午前10時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

(委員の相談日及び相談時間)

第7条 委員の相談日は、前条の利用日のうち、1月に4回とし、相談時間は、午前10時から午後5時までの間の任意の3時間とする。

2 委員及び専門相談員が調査や調整（以下「調査等」という）を行うに当たり必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、必要な日時に調査等を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、申立て等がない場合は、委員の相談日及び相談時間を変更することができる。

(救済の申立)

第8条 相談対象者が条例第18条の規定に基づく申立てをしようとする場合は、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立書（別記第1号様式。以下「申立書」という。）を委員（専門相談員を経由する場合を含む）に提出するものとする。ただし、申立書を提出することができないと認められる場合は、この限りではない。

(申立事項の審査等)

第9条 委員は、前条の申立てがあった場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立受付処理台帳（別記第2号様式。以下「台帳」という。）に申立ての受付処理の状況を記録する。

2 委員は、申立て内容について必要な審査を行い、当該申立てが条例第18条各号のいずれかに該当すると認められる場合には、速やかに、目黒区子どもの権利擁護委員制度調査等を行わない旨の通知書（別記第3号様式）を送付し、申立者に調査等を行わない旨を通知する。

(申立事項の調査)

第10条 委員は、前条第2項の審査の結果、当該申立てが条例第18条本文に該当すると認められる場合には、当該申立ての相手方となる関係機関、関

係者等に対して、目黒区子どもの権利擁護委員調査等実施通知書（別記第4号様式）により、調査等を実施することを通知した上で、必要な調査等を行う。

- 2 委員は、前項の調査等の処理経過を書面により記録し、これを台帳に添付して保管する。

（合議）

第11条 委員は、条例第19条第1号ただし書の規定に基づき合議による決定を行う場合又はその他調査等を行うため合議による決定を行う場合には、目黒区子どもの権利擁護委員合議書（別記第5号様式）を作成し、これを保管する。

（申立事項の処理）

第12条 委員は、第10条第1項の調査等の結果、必要があると認めるときは、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立事項に関する調査結果について（別記第6号様式）又は口頭により、調査等の結果について関係機関、関係者等への必要な助言、支援、意見の表明、改善の要請その他の処理を行う。

- 2 区長は、条例第20条の規定に基づき報告を求められたときは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。

- 3 委員は、条例第20条の規定に基づき、同条第2項の要請をしたときは、区の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

- 4 前項の報告を求められた区の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

- 5 委員は、当該申立てに対する調査等が終了した場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立調整結果通知書（別記第7号様式）により、申立事項の調査の結果等を、速やかに申立者に通知する。

- 6 委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための意見の表明又は改善要請をした後も、必要に応じて、関係機関等と協力しながら、その子どもの見守り等の支援をすることができる。

（年次報告及び公表）

第13条 委員は、申立件数、処理件数、処理結果の主な内容その他の毎年度の事業の運営状況を、申立者が特定されないよう必要な配慮をして、書面により区長に報告を行う。

- 2 前項の運営状況は、区が発行する広報紙への掲載その他の方法により公表を行うものとする。

（子どもの権利擁護委員証）

第14条 委員は、その職務を行う場合においては、子どもの権利擁護委員証（別

記第8号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係者会議)

第15条 関係者会議は、委員の合議に基づき、必要に応じて関係者を招集し、開催する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、子どもの権利擁護専門相談事業の実施に必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



5 あとがき

近年、報道等で「第三者機関」という言葉を目にしたり耳にしたりする機会が増えています。「第三者機関」とは学校であればいじめ、企業であれば不祥事があった場合に、外部の有識者により本当の原因を調査し、再発防止の提言をするものです。第三者機関は、不祥事の調査などで報道されることが多いため、日常生活との関わりをイメージしにくいかもしれません。実は、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」も子どもの人権を救済するための、第三者機関になります。区や、学校や、さまざまな機関からは独立した機関になります。とはいえ、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」の日常の相談業務は、友人関係のトラブル、いじめ、不登校、子育てに関する悩みなどさまざまで、日常的な相談から、子どもの権利に関わる深刻な問題まで幅広く対応しています。

子どもたちを取り巻く問題には、子ども自身や家庭、学校だけでは解決が難しいものがあります。特に子どもの人権に関わる問題は複雑です。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、第三者機関として公平かつ中立な立場から話を伺い、問題点を整理しながら、子どもにとって最善の解決方法を一緒に考えていきます。

また、子どもの日常生活が脅かされるような人権侵害が認められる場合には、権利擁護委員が事実関係を調査し、必要に応じて意見書を提出することができます。当相談室は、当事者のいずれか一方に立つのではなく、子どもの権利と利益を最優先に考えながら、公平な立場で問題の解決に向けた支援を行っています。

さらに、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、相談者の不安や悩みに寄り添い、その思いを丁寧に受け止めることも大切にしています。どうぞ安心してご相談ください。

「当事者間で話し合うことが難しい」、「どこへ相談したらよいかわからない」といった場合にも、専門相談員がお話を伺い、今後の対応について一緒に考えます。また、必要に応じて権利擁護委員との面談を行うこともできます。申立てに至らなくても、相談や話し合いを通じて問題解決につながった事例はあります。

お困りごとや悩みごとがありましたら、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」フリーダイヤル（0120-324-810）までお気軽にお電話ください。悩まれている状態から一歩すすんでいただきたいと思います（※）

今後も子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は、子どもと保護者の皆さまに寄り添いながら、安心して相談できる窓口として活動してまいります。

**子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」
専門相談員 皆藤真理子**

※ 相談内容により、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」で対応が難しいものは、適切な機関を紹介させていただく場合もあります。ご相談を棚上げすることはありませんので、安心してご相談をいただければと思います。